

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 辰野町 (都道府県: 長野県)
本事業の担当部局名 まちづくり政策課

Table with 4 columns: 事業メニュー, 区分, 関連事業メニュー, 個別事業名. Includes implementation period (令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日) and budget (3,100,000円).

自治体における少子化対策の全体像及びその位置付け
(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通
辰野町の人口は昭和60年(1985)の23,935人をピークに減少が続く、令和2年(2020)国勢調査を基とした、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2050年には11,518人まで減少すると予測されている。

1. 概要
【補助対象要件】
・所得要件: 夫婦の合計所得が500万円未満
・年齢要件: 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
【補助上限額】
29歳以下の場合: 各費用に係る合計が60万円
39歳以下の場合: 各費用に係る合計が30万円
【対象費目】
家賃, 住宅購入費用, リフォーム費用, 引越費用
【継続補助】
継続補助規定の有無: 有
【その他独自要件】
・対象となる住居が町内になること。
・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
・夫婦共に町税等に滞納がないこと。
2. 申請見込
①新規世帯見込: 6世帯
②継続世帯見込: 2世帯
【世帯数積算根拠】
29歳以下: 3世帯(申込見込) × 60万円(補助上限額) = 1,800千円
上記以外: 3世帯(申込見込) × 30万円(補助上限額) = 900千円
【令和5年度申請状況】 実施中

令和5年度(1月1日現在)支給実績をもとに算出しました。

申請世帯数見込	6	世帯
～12月(実績)	4	世帯
1月～3月(見込)	2	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>				<積算>	
(29歳以下)	3	世帯	× 600,000 円 =	1,800,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	3	世帯	× 300,000 円 =	900,000 円	
			(継続補助)	400,000 円	
			合計	3,100,000 円	

3. 広報の実施予定

- ・結婚・子育て冊子の作成、町広報、町ホームページ、新聞での情報掲載を行う。
- ・チラシを作成し、町内公共施設、金融機関、飲食店等に配架を依頼する。
- ・イベント開催時に、チラシを配布する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		第2期辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるKPI			
	①若者世代(20～30代)の婚姻数		件	50 (令和7年度)	41.5 (令和4年度)
	②合計特殊出生率		%	1.6 (令和7年度)	1.21 (令和4年度)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.23 (令和4年度)	
	婚姻件数		件	49 (令和4年度)	
婚姻率				2.65 (令和4年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	100 (令和4年度)
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	33.3 (令和4年度)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100 (令和4年度)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県が実施知る県外婚活イベントでの移住相談会参加と、結婚相談所での県外在住者の受け入れ、上伊那地域内の結婚相談所との合同イベント等を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	民間の金融機関、商工会、飲食店、不動産業者、工務店、結婚相談所等にチラシや結婚子育て冊子の配架等ご協力をいただき、幅広く対象世帯に情報を提供する。				

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。